



香川県信用保証協会
REPORT 2022

CONTENTS

● ごあいさつ	1P
● プロフィール	2P
● 信用保証のしくみ	3P
● 信用保証の内容	4 ~ 5P
● 主な保証制度のご案内	6 ~ 9P
● 2021年度のとりくみ	10 ~ 11P
● 2021年度事業報告	12 ~ 17P
● 2021年度経営計画の評価(要約)	18 ~ 20P
● 第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)	21P
● 2022年度経営計画(要約)	22 ~ 23P
● コンプライアンス	24P
● 個人情報保護	25P
● 役員・組織図	26P

シンボルマーク



香川県の県花・県木「オリーブ」のさわやかな“若葉”と“実”をモチーフとし、企業の成長・繁栄を願うとともに、協会の活性化を図ろうとするものです。イメージカラーは「ギャランティーグリーン」と名付け、オリーブの緑、田園都市香川、そして新しくリフレッシュした活き活きとした香川県信用保証協会をイメージしています。

また中小企業者、金融機関、保証協会の三者の信頼関係を育み、地域社会の活力ある発展を表します。デザインは信用保証が「Credit Guarantee」であることから、香川県信用保証協会の愛称を「KAGAWA GUARANTEE」とし、その頭文字「K」を全体で表し「G」を“実”で表現し「川」を斜めに配して香川のイメージを強調し未来に向け飛躍する協会を表現しています。

1994年10月3日制定

ごあいさつ

平素は、香川県信用保証協会に格別のご支援、ご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

この度、「REPORT2022」を作成しました。本誌を通じて、当協会の経営ビジョンや経営計画、事業実績等についてご理解を深めていただければ幸いです。



さて、私たちの使命は、地域経済発展のため、信用保証や経営支援を通じて中小企業者の方々の発展に貢献することであり、少しでも多くの中小企業者の方々に携わることが使命を果たすうえで重要なポイントとなります。

2020年からのいわゆるゼロゼロ融資につきましては多くの中小企業者の方々にご利用いただき、2021年度は当協会設立以来、最高の保証債務残高となり、県内中小企業者のうち40%強の方々と関りを持つこととなりました。

また、当協会は2021年度からの3年間を「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」の期間と位置づけ、中小企業者の方々に寄り添い、お話をうかがい、伴走してご支援していくこととしています。

したがいまして、今後多くの中小企業者の方々に頼りにされる存在であり続けるため、DXの加速など新型コロナウイルス感染症がもたらした社会の変化へ遅れを取らず、私たち組織、役職員が変化、成長していく所存です。

現在、新型コロナウイルス感染症は第7波の渦中であり、依然として収束が見えない中、ウクライナ危機を起因とする原油・原材料等の価格高騰も加わり、中小企業者の方々を取り巻く環境は、より厳しいものとなっています。まさにこの時期において、「信頼され、顔が見える、存在感のある協会」として皆様のお役に立てるよう、役職員一丸となって業務に取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

香川県信用保証協会 会長 天雲 俊夫

プロフィール

●経営理念

私たちは、中小企業の良きパートナーとして、「信用保証」により経営の安定と強化を支援し、中小企業の振興と地域経済の発展に貢献します。

このため、健全な業務運営と経営の効率化に努め、「信頼され、頼がれる、存在感のある協会」を目指します。

●行動指針

- ① 公正、誠実、親身な対応により、サービスの向上に努めます。
- ② 仕事に創意工夫を凝らし、業務内容の充実に努めます。
- ③ からだも心も健康で、明るくやりがいのある職場を目指します。

●プロフィール（2022年3月31日現在）

名 称	香川県信用保証協会
設立年月日	1949年 9月21日
業務開始年月日	1949年10月 1日
根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日 法律第196号)
関係法律	中小企業信用保険法(昭和25年12月1日 法律第264号)
基本財産	148億円
保証先企業数	12,470企業
保証債務残高	286,515百万円
事業所	香川県高松市福岡町二丁目2-2-101(香川県産業会館内)
役職員数	54名

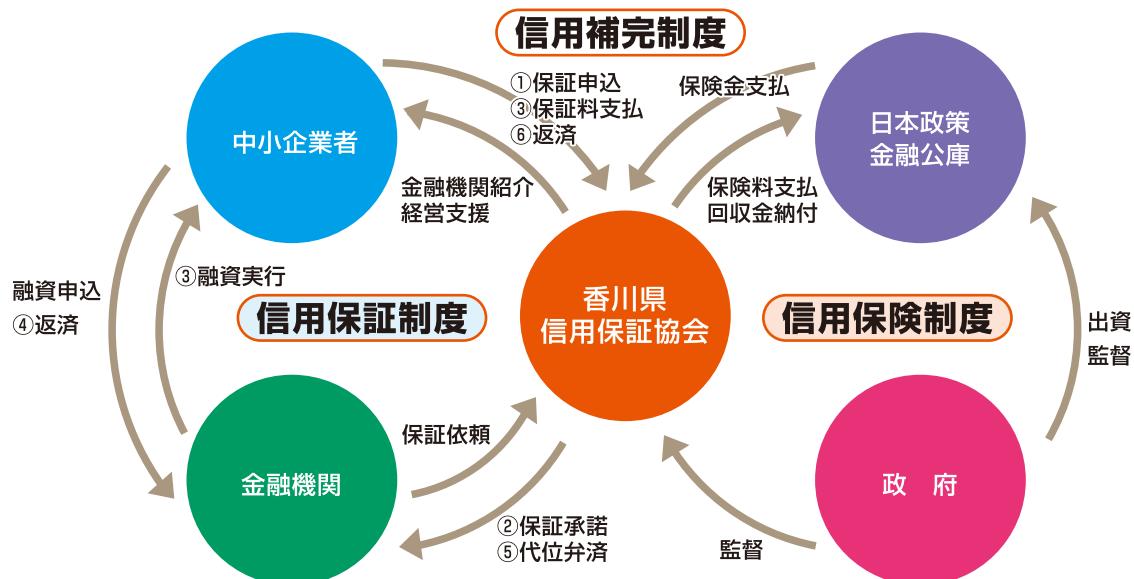
●沿革

- 1949年 9月 財団法人香川県信用保証協会設立認可
同月 財団法人香川県信用保証協会設立登記
10月 高松市六番町31番地にて業務開始
- 1950年 4月 高松市五番町4番地の1へ事務所移転
- 1953年 8月 信用保証協会法公布・施行
- 1954年10月 信用保証協会法に基づき組織変更認可
同月 香川県信用保証協会として組織変更登記
- 1967年11月 香川県中小企業センターへ事務所移転(高松市丸之内2番地の3)
- 1986年 4月 香川県産業会館(現事務所)へ事務所移転(高松市福岡町二丁目2-2)

信用保証のしくみ

●信用補完制度

信用補完制度は、保証協会が金融機関に対して、中小企業・小規模事業者の債務を保証する「信用保証制度」と、これを国が出資する日本政策金融公庫によって再保険する「信用保険制度」が連結した制度として運営されています。



●信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、保証協会が公的な保証人になることにより、中小企業者の金融の円滑化を図ることを目的としています。

①保証申込

中小企業者は取引金融機関、もしくは保証協会へ申込を行います。

②保証承諾

保証協会は申込内容について検討し、承諾した場合、金融機関へ信用保証書を交付します。

③融資実行

信用保証書に基づき、金融機関は融資を実行します。
保証協会は中小企業者から、信用保証料を頂きます。

④返 済

中小企業者は返済条件に基づき、金融機関へ返済を行います。

----- 仮に返済が出来なくなった場合 -----

⑤代位弁済

保証協会は、中小企業者に代わって金融機関へ弁済を行います。

⑥返 済

保証協会は、中小企業者から返済を受けます。

●信用保険制度

日本政策金融公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、保険契約に基づき日本政策金融公庫は保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

保険料支払

保証協会は日本政策金融公庫へ保険料を支払い、日本政策金融公庫は保証協会の保証について保険を引き受けます。

保険金支払

日本政策金融公庫は、保証協会が金融機関へ代位弁済を行った際に、代位弁済元本の約80%の保険金を保証協会へ支払います。

回収金納付

保証協会が中小企業者から返済を受けた際に、保険金の割合に応じて日本政策金融公庫へ回収金の納付を行います。

信用保証の内容

●ご利用いただける中小企業者

企業規模・業種・所在地等一定の要件を満たした中小企業者の方がご利用になれます。

1.企業規模

常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当する場合にご利用いただけます。

業種	資本金	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
上記業種以外(製造業・建設業・運輸業等)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

2.業種

ほとんどの商工業の業種についてご利用になれます。農林漁業や金融業など一部の業種は保証対象外となります。

3.所在地

法人の場合は本店または事業所のいずれかを、個人の場合は居住または事業所のいずれかを香川県内に有し、事業を営んでいることが必要です。なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

●保証の内容

1.保証限度額

信用保険上の一般的な保証限度額は2億8千万円(組合の場合4億8千万円)となります。このほかにセーフティネット保証等、国の施策に基づく別枠保証制度があります。

2.資金用途

事業経営に必要な運転資金と設備資金が対象となります。

3.連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人を徴求しません。

4.担保

必要に応じて徴求します。担保物件は原則として香川県内の土地、建物に限ります。

●信用保証料

保証協会の保証を受けた中小企業者は、信用保証の対価として信用保証料をお支払いいただきます。信用保証料は、日本政策金融公庫に支払う信用保険料、金融機関へ支払う代位弁済金、経費等、信用保証制度を運用する上で必要な費用に充当するものです。

1.信用保証料率

信用保証料率は中小企業者の財務諸表をもとに中小企業信用リスク情報データベースで財務面の評価を行い料率区分を決定した上で、中小企業者の定性要因等を加味して決定します。責任共有制度の料率は負担金方式・部分保証方式ともに利用者にわかりやすいように、貸付金額に対する率で表示することとしています。

保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※ 第1期決算が未了の先、個人で貸借対照表未作成の先は、5区分が採用されます。

※「特殊保証」とは、「手形割引根保証」「当座貸越根保証（カードローンを含む）」を指します。

2.中小企業信用リスク情報データベース

2001年3月、中小企業庁が中心となって中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

3.信用保証料の計算

保証料は貸付金額、保証期間、保証料率、返済方法、分割返済回数により算出されます。信用保証料の基本的な計算は次のとおりです。

- ① 返済方法が一括返済の場合（根保証を含む）

貸付金額 × 保証料率（年率）× 保証期間

- ② 返済方法が均等分割返済の場合

貸付金額 × 保証料率（年率）× 分割係数（※）× 保証期間

（※）分割係数表

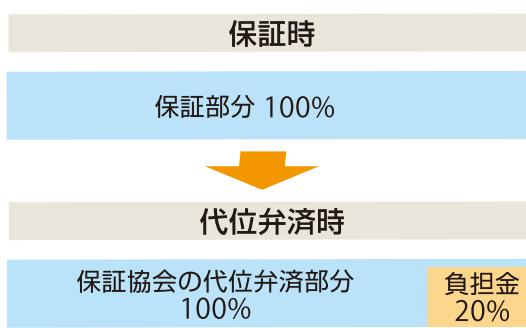
分割返済回数	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
均等分割係数	0.70	0.65	0.60	0.55
不均等分割係数	0.77	0.72	0.66	0.61

●責任共有制度

責任共有制度とは、保証協会の保証付き融資について、保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業・小規模事業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とする制度です。

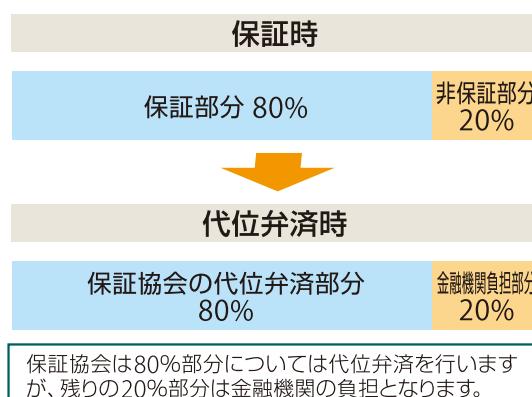
責任共有の方式としては「負担金方式」と「部分保証方式」の2つの方式があり、金融機関がそのいずれかの方式を選択することとなっています。原則として全ての保証が対象となりますが、一部対象から除外となる保証制度があります。

負担金方式



保証協会は100%代位弁済を行いますが、事後的に金融機関から約20%の負担金の支払いを受けます。

部分保証方式



保証協会は80%部分については代位弁済を行いますが、残りの20%部分は金融機関の負担となります。

主な保証制度のご案内

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

簡易迅速な要件対応型の独自保証制度

パワーアップ保証	成長が見込まれ、リピート資金が必要な方	1億円	一括返済 分割返済 運転設備 1年以内 10年以内 15年以内
コラボさぬき保証	金融機関からの継続的な支援が見込める方 (プロパー協調)	(CRD区分7以上) 1億6,000万円 (CRD区分6以下) 8,000万円	一括返済 分割返済 運転設備 1年以内 10年以内 15年以内
ステップアップ保証	長期資金が必要な方	1,000万円	10年以内
グローアップ根保証	小口資金の反復利用を希望される、一定の要件を満たした方	500万円	1年間又は2年間

新規に事業を始められる方

創業関連保証	個人による創業、新たに会社を設立して行う事業及び個人で創業し事業を法人化して行う事業に資金が必要な方(開業して5年未満の方を含む)	3,500万円	10年以内
【県制度】 新規創業融資保証	県内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む)	2,000万円	運転設備 7年以内 10年以内
【丸亀市制度】 丸亀市創業支援融資保証	丸亀商工会議所の指導を受け、適当と認められた「創業計画書」等に基づき、市内で新たに事業を開始しようとする方(開始して1年未満のものを含む)	700万円	5年以内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の資金繰り円滑化に資する保証制度

伴走支援型特別保証制度	金融機関との対話を通じてコロナ禍を乗り越えるための「経営行動計画書」を作成したうえで金融機関による継続的な伴走支援を受ける方	6,000万円	一括返済 分割返済 1年以内 10年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)(感染症対応型)	コロナ禍を乗り越えるため、認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 分割返済 1年以内 15年以内

小規模事業者の方

小口零細企業保証	一定の要件を満たす小規模企業者の方	2,000万円	一括返済 分割返済 1年以内 10年以内
【県制度】 小口零細企業融資保証	県内において事業を営む小規模企業者の方	2,000万円	7年以内
			7年超10年以内
【高松市制度】 緊急経営安定対策特別融資保証	市内において事業を営み、経営の改善、安定化を図るために運転資金が必要な小規模企業者の方	500万円	6年以内
【県・市町協調】 市町小口融資保証 (特産振興小口融資)	県内において事業を営む小規模企業者の方で、市町の定めるところによる	700万円以内で市町の定めるところによる	6年以内で市町の定めるところによる

資金使途	貸付利率	保証料率(%)									責任 共有	備 考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は 運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一括返済の場合は 運転資金に限る
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.85	対象外	
運転資金 設備資金	1.45%	0.58	対象外	県の保証料補給あり
運転資金 設備資金	1.50%	0.58	対象外	丸亀市の保証料及び 利子補給あり

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2(国による補助前は原則0.85)										対象外	セーフティネット4号取得の場合
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20			セーフティネット5号取得の場合
		-(国による補助前)											対象
運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90 1.75 1.55 1.35 1.15 1.00 0.80 0.60 0.45										対象	
		0.2(国の補助前は0.8)											
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.2(国の補助前は1.0)										対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	対象外			
運転資金 設備資金	1.70%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外			
		0.60(セーフティネット保証)												
運転資金 設備資金	1.90%	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45	対象外			
		0.60(セーフティネット保証)												
運転資金	1.80%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	高松市の保証料及び 利子補給あり		
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)												
運転資金 設備資金	1.80%	0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										対象外		
		1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40				
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)												
運転資金 設備資金	1.80%	0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)										対象外	保証料及び利子補給 の有無は市町の定め るところによる	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)												

保証制度名	対象者	限度額	保証期間
-------	-----	-----	------

一般的な事業資金が必要な方

普通保証	一般的な事業資金が必要な方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	20年以内
経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	業況が悪化していると国に指定された業種、災害などの要因で経営に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
【県制度】 経営安定融資	長期資金	県内で事業を営む長期の運転・設備資金が必要な方	8,000万円 運転設備 7年以内 10年以内
	短期資金	県内で事業を営む短期の運転資金が必要な方	1,000万円 1年以内
【県制度】 経済変動対策融資			8,000万円 7年以内
			7年超10年以内

資金の反復・継続利用が必要な方

手形貸付根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形貸付の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
手形等割引根保証	一定の範囲内で繰り返し行う手形割引・電子記録債権割引の利用を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	2年以内
当座貸越(貸付専用型)根保証	一定の範囲内で繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2億8,000万円以内	1年間又は2年間
事業者カードローン当座貸越根保証	一定の範囲内でカード・通帳等を用いて繰り返し行う当座貸越の利用を希望される、一定の要件を満たした方	100万円以上 2,000万円以内	1年間又は2年間

経営者保証を不要とする保証制度

財務要件型無保証人保証	一定の財務要件の下で経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 2年以内 分割返済 7年以内
-------------	--------------------------------	-----------------------------	------------------------

瀬戸内観光事業の活性化に資する保証制度

ぐるり瀬戸内活性化保証	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、かつ一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている方	5,000万円	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
-------------	--	---------	-------------------------

事業承継の円滑化に資する保証制度

事業承継特別保証	事業承継時において一定の要件を満たす場合に経営者保証を不要とする保証を希望される方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 10年以内
----------	---	-----------------------------	-------------------------

金融機関・支援機関・協会による経営改善支援が必要な方

経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 運転資金 5年以内 設備資金 7年以内
事業再生計画実施関連保証 (経営改善サポート保証)	認定支援機関の指導・助言を受け作成した事業再生計画に従って事業再生を行う中小企業者の方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済 1年以内 分割返済 15年以内
【県制度】 中小企業再生支援融資保証	香川県中小企業活性化協議会の支援を受けて、又は経営サポート会議による検討に基づき策定した「経営改善計画」に従って事業の再生を図る方	8,000万円	10年以内

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた方の資金繰り支援のための保証制度

危機関連保証	突発的に生じた大規模な経済危機、災害等により経営の安定に支障が生じている方	2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	10年以内
--------	---------------------------------------	-----------------------------	-------

資金使途	貸付利率	保証料率(%)									責任 共有	備 考
		1区分	2区分	3区分	4区分	5区分	6区分	7区分	8区分	9区分		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.75(5号又は7～8号)									対象	
		0.85(1～4号又は6号)									対象外	
運転資金 設備資金	1.80% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.70% 以内	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.40%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	
運転資金	1.60%	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40	対象	
		0.60(セーフティネット保証5号又は7～8号)									対象外	
		0.60(セーフティネット保証1～4号又は6号)									対象外	

運転資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
運転資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	
運転・設備 資金	金融機関 所定	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	対象	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	--

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	一般社団法人せとうち観光推進機構が発行した推薦書が必要
--------------	------------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	----	-----------------------------

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	対象	専門家による確認を受けた場合は保証料を軽減
		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20		

運転資金 設備資金	金融機関 所定	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	対象	保証付きの既往借入金を借換える場合は保証期間10年以内
		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	対象外	
運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象	事業再生計画に従つて設立される法人も対象
		1.00									対象外	
運転資金 設備資金	1.70%	0.80									対象	「経営改善計画」に従つて設立される法人も対象
		1.00									対象外	

運転資金 設備資金	金融機関 所定	0.80									対象外	国が指定した危機指定期間のみ利用可能
--------------	------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	-----	--------------------

2021年度のとりくみ

●香川県中小企業診断士協会と業務連携・協力に関する覚書を締結

2021年11月、中小企業・小規模事業者の支援のため、一般社団法人香川県中小企業診断士協会と「業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

本覚書は、両機関が中小企業・小規模事業者の支援等のため相互に業務連携・協力をを行うことで、地域企業支援の促進及び地域経済の発展を図ることを目的としています。



●高松商工会議所と事業承継支援に関する覚書を締結

2022年1月、中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関し、高松商工会議所と「中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書」を締結しました。

本覚書は、両機関が相互に協力して中小企業・小規模事業者の事業承継支援に取り組むことにより、中小企業・小規模事業者の振興及びそれによる地域経済の活性化を図ることを目的としています。



●創業支援における連携

商工関係団体が主催する創業セミナーに協会職員を派遣して、創業に関して講義を行いました。



たかまつ創業塾

創業塾2021 in 坂出



●大学院での講義

香川大学大学院地域マネジメント研究科で会長が信用保証業務や中小企業金融の動向、課題などについて講義を行いました。



●通年ノーネクタイ実施

当協会は2005年から夏場の期間（例年5月から10月）に限り、省エネルギーの取り組みとして「ノーネクタイ」を実施してきました。今般、省エネルギーの継続的な取り組みに加え、お客さまから親しみやすく相談しやすい雰囲気をつくることや、職員が働きやすい職場環境づくりを目的として、2022年1月1日から「通年ノーネクタイ」を実施しています。

外見を変え、これまで以上に身近に感じていただける保証協会を目指しています。

2021年度事業報告

● 2021年度事業概況

保証承諾

新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱終了となった5月までは、保証承諾は昨年度と同様に高水準で推移し、4月及び5月の保証承諾金額は年間の56.3%を占めており、最終的な実績額は38,645百万円、対前年度比15.1%となりました。

保証債務残高

保証債務残高は286,515百万円、対前年度比105.0%と、過去最高の金額となりました。

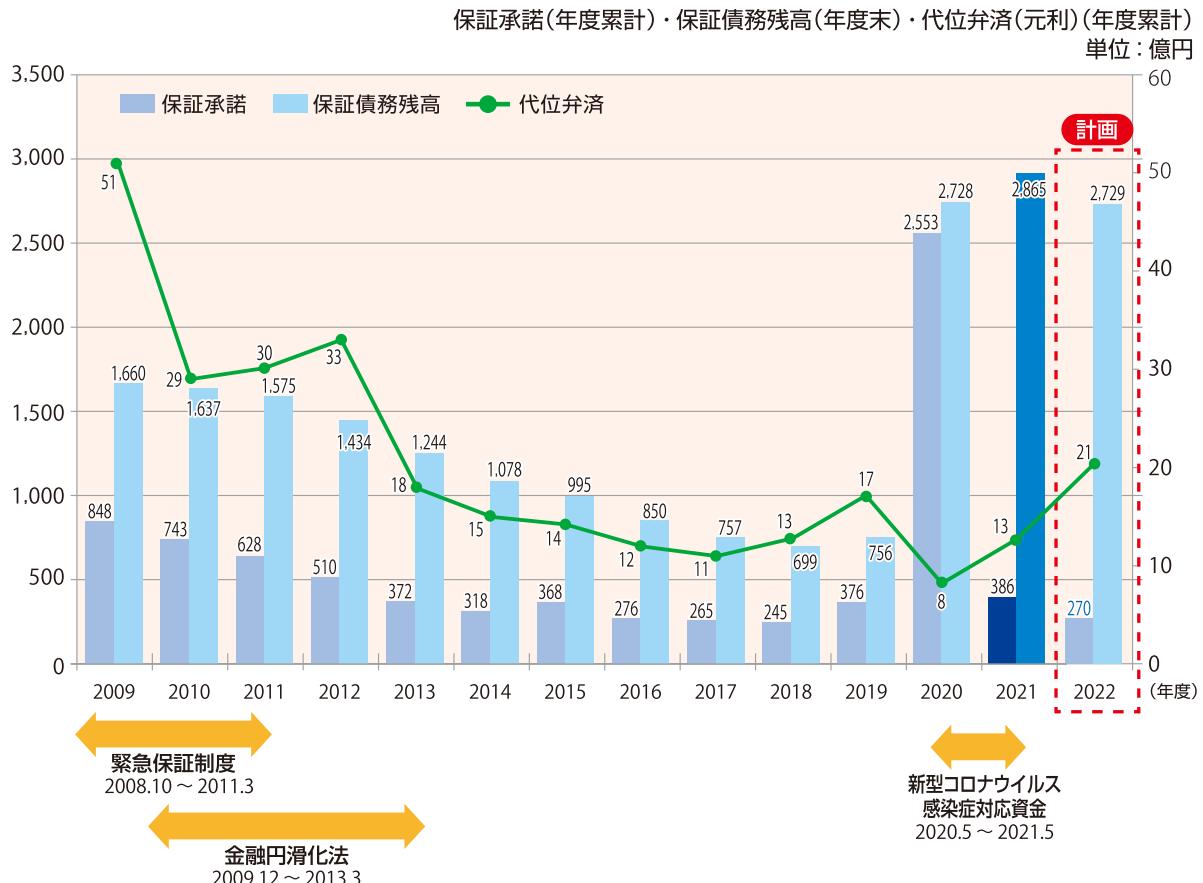
代位弁済

代位弁済額は1,307百万円、対前年度比160.6%と増加し、小口先を中心に新型コロナウイルス感染症を要因とした代位弁済案件も出始めました。

実際回収

求償権回収は、不動産任意売却による大口回収もいくつかあるものの、有担保求償権の減少や第三者保証のない求償権の増加、債務者の高齢化等により厳しい環境は続いており、対債務者回収額350百万円、対前年度比90.0%と前年度を下回りました。

■ 年度別事業概況及び計画数値

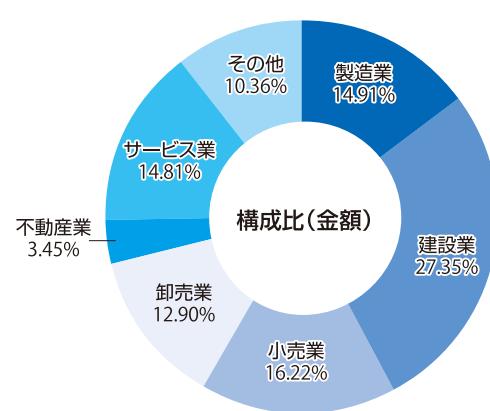


●保証承諾

業種別

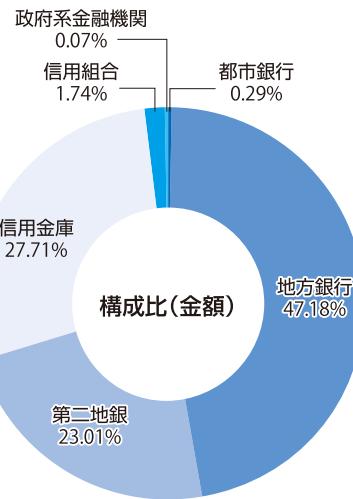
	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	480	6,432	2,219	44,376	350	5,763
建設業	969	10,107	3,626	65,083	899	10,571
小売業(飲食業含む)	723	6,586	3,360	45,003	611	6,267
卸売業	323	4,622	1,559	33,566	270	4,986
不動産業	107	1,493	437	6,979	103	1,331
サービス業	518	5,177	2,747	40,069	587	5,724
その他	213	3,161	893	20,254	208	4,003
合 計	3,333	37,578	14,841	255,331	3,028	38,645

2021年度グラフ



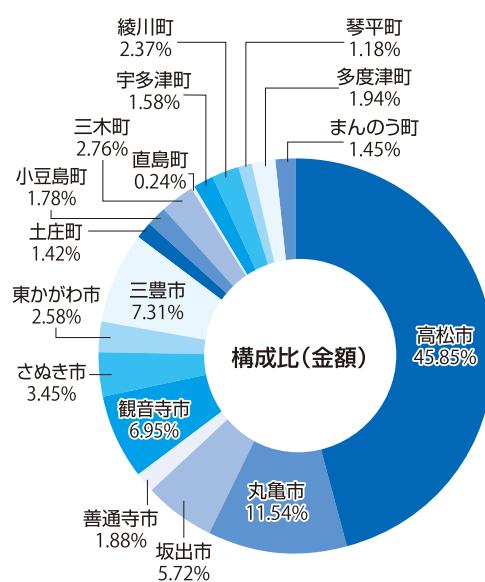
金融機関別

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	5	70	6	135	4	110
地方銀行	1,414	17,755	6,669	135,289	1,136	18,234
第二地銀	795	9,023	3,360	56,987	904	8,893
信用金庫	1,010	10,103	4,095	56,934	849	10,709
信用組合	105	542	711	5,985	133	672
政府系金融機関	4	84	0	0	2	26
合 計	3,333	37,578	14,841	255,331	3,028	38,645



地域別

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	1,556	18,599	6,340	112,325	1,567	17,719
丸亀市	338	3,488	1,701	28,148	310	4,458
坂出市	142	1,470	811	16,103	137	2,211
善通寺市	93	841	472	7,511	78	728
観音寺市	239	2,522	1,266	18,860	179	2,686
さぬき市	160	1,467	582	9,518	108	1,333
東かがわ市	96	1,224	438	7,559	72	996
三豊市	233	2,762	1,142	19,307	193	2,825
土庄町	51	639	212	3,418	50	548
小豆島町	70	944	258	4,843	54	688
三木町	79	970	324	5,050	68	1,067
直島町	4	71	55	1,006	6	91
宇多津町	59	612	237	3,747	40	612
綾川町	69	612	324	5,780	57	915
琴平町	41	369	185	3,676	27	456
多度津町	64	592	310	5,469	49	752
まんのう町	39	399	184	3,009	33	559
合 計	3,333	37,578	14,841	255,331	3,028	38,645



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

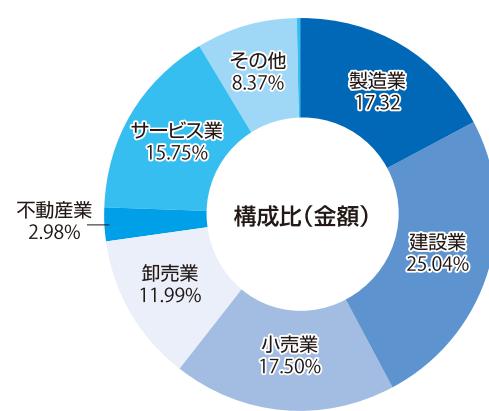
●保証債務残高

業種別

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	1,707	14,271	3,211	47,529	3,249	49,638
建設業	2,866	19,020	5,392	68,388	5,653	71,751
小売業(飲食業含む)	2,256	12,977	4,635	47,995	4,814	50,132
卸売業	1,151	9,446	2,238	35,429	2,325	34,341
不動産業	302	2,441	637	7,819	695	8,547
サービス業	1,709	10,345	3,837	42,902	4,104	45,129
その他	745	7,090	1,380	22,774	1,437	23,978
合 計	10,736	75,590	21,330	272,837	22,277	286,515

2021年度グラフ

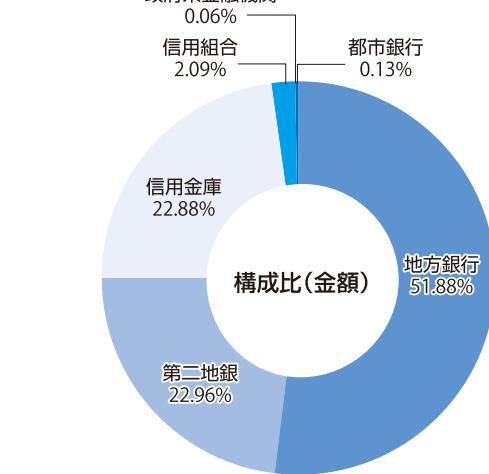


金融機関別

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	24	284	23	307	20	364
地方銀行	5,150	37,049	9,666	141,365	9,834	148,649
第二地銀	2,521	18,013	4,898	61,621	5,387	65,773
信用金庫	2,704	19,045	5,871	63,687	6,091	65,566
信用組合	297	845	838	5,628	922	6,002
政府系金融機関	40	354	34	230	23	161
合 計	10,736	75,590	21,330	272,837	22,277	286,515

2021年度構成比(金額)

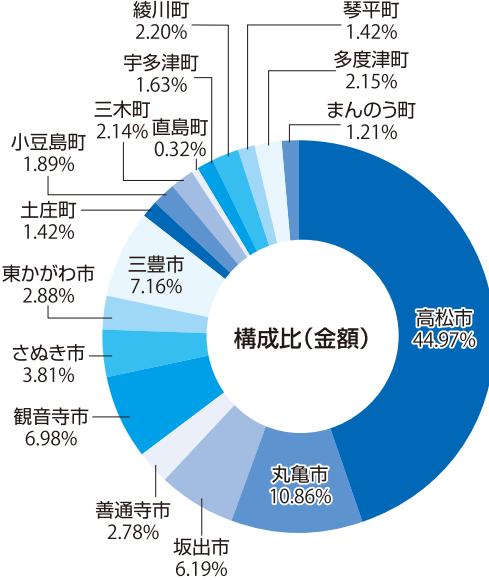


地域別

(単位:百万円)

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	4,990	36,778	9,350	120,880	10,073	128,855
丸亀市	1,147	7,489	2,399	29,897	2,470	31,114
坂出市	535	3,756	1,128	16,451	1,174	17,738
善通寺市	259	1,484	628	7,497	662	7,964
観音寺市	731	5,158	1,683	20,243	1,637	20,004
さぬき市	440	2,708	867	10,314	907	10,908
東かがわ市	354	2,508	640	8,029	650	8,251
三豊市	671	4,811	1,511	20,402	1,515	20,510
土庄町	173	1,271	310	3,819	326	4,060
小豆島町	257	1,868	419	5,278	424	5,412
三木町	262	1,737	504	5,835	517	6,131
直島町	21	165	66	901	64	909
宇多津町	204	1,373	397	4,348	400	4,676
綾川町	215	1,271	442	5,781	469	6,292
琴平町	133	892	269	3,913	275	4,080
多度津町	218	1,375	457	5,837	456	6,149
まんのう町	126	944	260	3,412	258	3,461
合 計	10,736	75,590	21,330	272,837	22,277	286,515

2021年度構成比(金額)



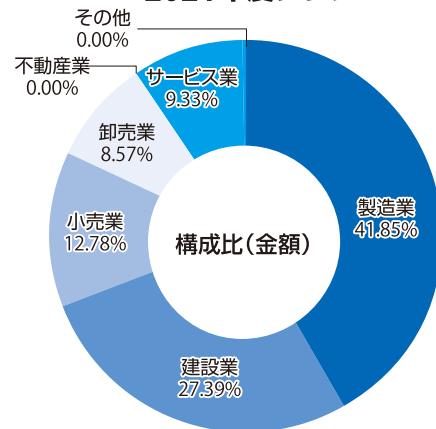
※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●代位弁済

業種別

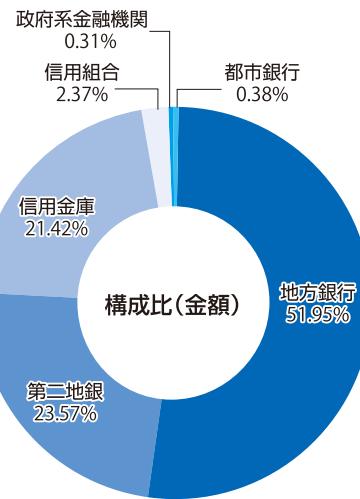
	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
製造業	56	629	20	144	51	547
建設業	40	192	13	56	44	358
小売業(飲食業含む)	52	298	26	168	25	167
卸売業	33	196	25	231	13	112
不動産業	1	0	0	0	0	0
サービス業	45	271	14	130	23	122
その他	11	124	7	85	0	0
合 計	238	1,710	105	814	156	1,307

2021年度グラフ



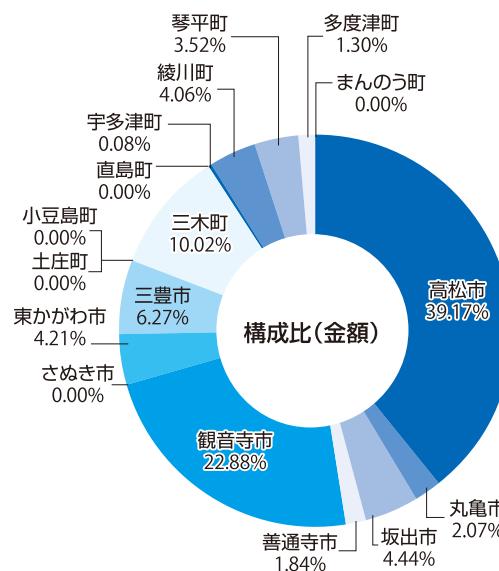
金融機関別

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
都市銀行	1	3	0	0	2	5
地方銀行	122	1,054	42	314	54	679
第二地銀	52	363	30	199	43	308
信用金庫	58	276	30	291	49	280
信用組合	5	14	2	5	7	31
政府系金融機関	0	0	1	5	1	4
合 計	238	1,710	105	814	156	1,307



地域別

	2019年度		2020年度		2021年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
高松市	105	666	45	321	69	512
丸亀市	13	56	14	104	8	27
坂出市	21	98	2	4	13	58
善通寺市	20	317	2	4	5	24
観音寺市	12	42	15	161	29	299
さぬき市	16	125	1	1	0	0
東かがわ市	12	71	10	90	6	55
三豊市	8	75	10	75	10	82
土庄町	1	2	0	0	0	0
小豆島町	3	62	0	0	0	0
三木町	5	19	5	51	3	131
直島町	0	0	0	0	0	0
宇多津町	10	134	0	0	1	1
綾川町	7	21	1	2	5	53
琴平町	0	0	0	0	4	46
多度津町	2	17	0	0	3	17
まんのう町	3	6	0	0	0	0
合 計	238	1,710	105	814	156	1,307



※四捨五入のため個々の金額の合計が合計欄の金額と一致しない場合があります。

●貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	48,913	基 本 財 産	14,896,458,253
預 け 金	12,198,981,490	基 金	6,282,295,620
有 価 証 券	18,862,417,000	基 金 準 備 金	8,614,162,633
そ の 他 有 価 証 券	8,158,164	制 度 改 革 促 進 基 金	0
動 産 ・ 不 動 産	169,908,428	収 支 差 額 变 動 準 備 金	4,150,082,957
保 証 債 務 見 返	286,515,341,886	責 任 準 備 金	1,722,952,052
求 償 権	414,693,490	求 償 権 償 却 準 備 金	67,437,214
雑 勘 定	583,686,150	退 職 給 与 引 当 金	376,706,894
内、未経過保険料	493,498,135	損 失 補 償 金	0
		保 証 債 務	286,515,341,886
		求 償 権 補 て ん 金	0
		雑 勘 定	11,024,256,265
		内、未経過保証料	10,986,579,877
合 計	318,753,235,521	合 計	318,753,235,521

●貸借対照表用語説明

求償権	代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額及び自己償却額を控除した額です。
未経過保険料	当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。
基本財産	株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と過去の収支差額の累計の「基金準備金」で構成されています。
収支差額変動準備金	収支差額に欠損が生じた場合など、協会経営の安定のために積み立てています。
未経過保証料	受入保証料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

●収支計算書用語説明

保証料	受入保証料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
信用保険料	支払信用保険料のうち該当決算期間に対応する額を計上しています。
責任共有負担金	責任共有制度において負担金方式を選択している金融機関が保証利用実績等に応じて協会に納める負担金を計上しています。
責任共有負担金納付金	責任共有制度において金融機関が協会に納める責任共有負担金のうち、日本政策金融公庫への納付額を計上しています。
求償権補てん金戻入	代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体、全国信用保証協会連合会から受領した損失補償補てん金を計上しています。
求償権償却	年度末求償権のうち法的整理等の結果、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。
責任準備金繰入	景気変動等により代位弁済が想像以上に増加した場合の備えとして、保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。
求償権償却準備金繰入	協会資産の健全性を保つ観点から求償権の回収不能額を見積もって一定の割合を積み立てています。
当期収支差額	基本財産と収支差額変動準備金にそれぞれ半額を組み入れ、協会が健全な経営を行い、公共の使命を果たしていく上で必要不可欠な基本財産の充実に当てています。

●収支計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日) (単位:円)

科 目	金 額
経 常 収 入	3,225,519,338
保 証 料	2,741,404,681
預 け 金 利 息	602,021
有 価 証 券 利 息 配 当 金	241,118,618
損 害 金	15,302,867
事 務 補 助 金	11,843,330
責 任 共 有 負 担 金	210,146,000
雑 収 入	5,101,821
経 常 支 出	1,811,781,536
業 務 費	573,682,260
借 入 金 利 息	0
信 用 保 険 料	1,149,765,403
責 任 共 有 負 担 金 納 付 金	87,608,515
雑 支 出	725,358
経 常 収 支 差 額	1,413,737,802
経 常 外 収 入	2,514,673,615
償 却 求 償 権 回 収 金	54,689,014
責 任 準 備 金 戻 入	1,640,193,876
求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	23,253,033
求 償 権 補 てん 金 戻 入	795,739,499
保 険 金	769,434,480
損 失 補 償 補 てん 金	26,305,019
そ の 他 収 入	798,193
経 常 外 支 出	2,719,930,508
求 償 権 償 却	919,348,471
雑 勘 定 償 却	10,175,222
退 職 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,722,952,052
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	67,437,214
そ の 他 支 出	17,549
経 常 外 収 支 差 額	△ 205,256,893
制 度 改 革 促 進 基 金 取 崩 額	0
収 支 差 額 变 動 準 備 金 取 崩 額	0
当 期 収 支 差 額	1,208,480,909
収 支 差 額 变 勤 準 備 金 繰 入 額	604,240,454
基 本 財 産 繰 入 額	604,240,455

●資金計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日) (単位:円)

	金 額
I. 事業活動による収支	1,968,589,684
業務収支	2,277,175,354
信用保証収支	2,749,276,986
保証料	+ 3,706,889,241
回収(元損)	+ 349,552,861
代位弁済(元利)	- 1,307,165,116
信用保険収支	-626,150,474
信用保険料	- 1,192,785,085
保険金・保険金納付金	+ 566,634,611
損失補償・責任共有負担金等収支	154,048,842
損失補償補てん金・損失補償納付金	+ 19,668,027
責任共有負担金・負担金納付金	+ 122,537,485
基金補助金・事務補助金等	+ 11,843,330
総務収支	-305,542,088
業務費・退職金支払	- 540,213,818
運用収入	+ 239,689,846
雑収入・雑支出等	+ -5,018,116
その他収入・支出	-3,043,582
II. 投資活動による収支	-1,514,225,168
定期預金・有価証券の増減※	- 1,511,308,765
厚生基金の増減	- -5,868,000
動産・不動産の増減	- 8,784,403
III. 財務活動による収支	0
借入金の増減	+ 0
出えん金・金融機関負担金等の増減	+ 0
IV. 現金及び現金同等物の増減額(I+II+III)	454,364,516
現金及び現金同等物の期首残高	4,444,665,887
現金及び現金同等物の期末残高	4,899,030,403
V. 流動資産の増減額(IV+※)	1,965,673,281
流動資産の期首残高	29,103,932,286
流動資産の期末残高	31,069,605,567

2021年度経営計画の評価(要約)

業務運営方針

2021年度からの3年間を「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」の期間と位置づけ、引き続き積極的な資金繰り支援を行うとともに、中小企業者や金融機関等との対話を通じた、企業実態やニーズを踏まえた効果的な経営支援に努める。

また、業務の効率化や職場環境の整備等により組織力の向上を図り、持続可能な協会運営を推進する。

以上の方針のもと、次の事項を主要項目として取り組んだ。

I 企業実態に応じた支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営課題の解決に寄与するため、金融機関との対話による連携を深め、リスク分担を図りつつ適切かつ積極的な対応に努める。

また、実効性のある経営支援、再生支援等への取組みを通じ、地域経済の活性化と地方創生に貢献する。

II 協会の認知度と保証利用度の向上

協会の認知度を向上し、その存在意義や役割を広く認知・理解してもらうため、多様な広報手段を活用することにより、協会の発信力を高める。

III 回収の合理化・効率化

新規求償権に対する初動の徹底による回収の効率化を図るとともに、連帯保証債務免除ガイドライン等を活用した柔軟な回収に取り組む。回収困難な求償権に対しては、管理事務停止及び求償権整理を速やかに実施し、回収の合理化に努める。

IV 経営基盤の充実

業務の効率化を図るとともに、職員が能力を最大限に発揮できるよう、職場環境の整備及び人材育成に努める。加えて、コンプライアンス及び危機管理体制の維持・向上に取り組むことにより、経営基盤の充実を図る。

重点課題について

【保証・経営支援部門】

I 金融機関との連携による支援

- 事業部長が主要金融機関等を毎月訪問し、意見交換を行った。
- 事業部長が金融機関営業店舗66店舗（上期47店舗、下期19店舗）を訪問し、意見交換を行った。
- 香川県中小企業支援ネットワーク会議を2月に開催した。

II 経営支援を通じた中小企業の経営改善、生産性向上に向けた取組

① 経営改善・事業再生支援

- 中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用して、経営改善計画策定企業に対する実行支援を11企業、経営相談に伴う専門家派遣を8企業について行った。
- よろず連絡会に12回（上期6回、下期6回）参加した。
- 香川県プロフェッショナル人材戦略協議会に4回（上期2回、下期2回）参加した。
- 産業・企業動向関連情報連絡会に3回（上期2回、下期1回）参加した。
- 中小企業再生支援協議会との定例会を10回（上期5回、下期5回）開催し、情報共有・意見交換を行うなど、連携を強化した。
- 経営サポート会議を11回開催したほか、バンクミーティングに86件参加し、経営改善計画や金融支援の合意形成に尽力した。
- 経営改善計画について、合計157企業（中小企業再生支援協議会事業：98企業、経営改善センター事業：37企業、その他：22企業）への計画同意を行い、計画成立に寄与した。
- 経営改善計画に基づく返済緩和を1,313件実行し、経営改善の後押しを行った。
- 企業実態の把握及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業の経営課題の抽出・解決のため、企業訪問等を77件行った。
- 実効性のある経営支援の一環として、当協会より伴走支援型特別保証制度等を利用した借換提案等を63企業へ行った。

② 創業・事業承継支援

- 支援機関との連携に向け訪問、会議を行った。
- 経営相談、創業相談の案内状を24企業に送付した。
- 経営者の年齢が60歳以上の企業のうち800企業に事業承継アンケートを送付した。
- 経営相談を45回（上期11回、下期34回）、創業相談を11回（上期8回、下期3回）行った。うち、経営相談について8企業29回、創業相談について1企業1回、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用した専門家派遣を行った。

③ 経営支援の効果検証

- ・主に経営改善計画策定により経営支援に取り組んだ中小企業者のうち保証債務残高のある375企業についてみると、約54%がCRDスコア（信用保証料率算定根拠となる点数）が上方に遷移したが、金融取引の正常化等に至ったのは20企業にとどまった。

III 協会の認知度と保証利用度の向上

① 情報発信

- ・関係機関の研修やセミナーに講師として12回参加した。
- ・香川県中小企業診断士協会と「業務連携・協力に関する覚書」を締結した。
- ・高松商工会議所と「中小企業・小規模事業者の事業承継支援に関する覚書」を締結した。
- ・日本政策金融公庫「女性・若者のための創業スタートアップセミナー」を後援した。

② 業務改善・効率化

- ・6月に2021年度HANDY MANUALを発行した。
- ・7月から信用保証委託契約書の後取り運用を開始した。
- ・四国経済産業局、四国財務局のヒアリングを受け、意見交換を行った。
- ・日本政策金融公庫と意見交換会を行った。
- ・四国地区信用保証協会保証部長等会議で新型コロナウイルス感染症関連保証の出口戦略等について意見交換を行った。

【回収部門】

① 新規求償権の早期実態把握による回収の効率化

- ・早期に債務者等の実態把握と担保調査等を行ったうえで、管理部内でヒアリングを実施。回収方針を決定し、返済交渉を行った。

② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大抑制の観点から、債務者との交渉は、電話及び手紙による督促が主であった。また、コロナ禍による定期返済減額要請等についても、実情を把握したうえで対応した。
- ・本訴・支払督促等の裁判での求償金請求20件、不動産仮差押等1件、担保不動産競売申立7件、その他債権差押等20件の合計48件の法的措置を実施した。
- ・再生型の回収については、コロナ禍の影響により再生案件が少なく、求償権消滅保証による回収はなかつたが、経営者保証ガイドラインを2名に適用した。
- ・求償権の連帯保証人6名について「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を適用し、合計5,100千円の一括弁済により、連帯保証債務を免除した。また、30企業について、一括入金による損害金の減免を行った。

③ 回収困難な求償権に対する管理の合理化

- ・管理事務停止は174企業391件2,569百万円（前年比256%）、求償権整理は699企業1,584件9,793百万円（前年比2,152%）実施した。

【間接部門】

① 業務の効率化

- ・経営支援体制の強化のため、6月に事業部内に創業承継支援課を創設する機構改革を行った。
- ・会議や研修等のWeb開催への対応など、デジタル化の推進に取り組んだ。

② 人材育成

- ・連合会等の研修（オンライン形式含む）を延べ36名が受講した。また、延べ46名が通信教育を受講している。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて接触が制限される中、感染防止対策の徹底や、Web等の活用などにより必要な外部交流に努めた。

③ 職場環境の整備

- ・「働き方改革」への対応を含め、労務に関する課題を相談するため、社会保険労務士と顧問契約を締結した。
- ・働き方改革推進支援センター派遣専門家と面談し、「働き方改革」へのこれまでの対応を点検した。
- ・定例ミーティングの開催等により、職場内のコミュニケーション充実に努めた。
- ・お客様から親しみやすく相談しやすい雰囲気をつくることや、より働きやすい職場環境づくりのため、「通年ノーネクタイ」を1月より実施した。

④ 情報発信の強化

- ・LINE配信によるタイムリーな情報発信を行った。
- ・外部機関との連携協定及び覚書等の締結や経営支援への取組状況について、新聞等へ積極的な情報提供を行った。

⑤ コンプライアンス・危機管理態勢の徹底

- ・コンプライアンス意識の維持、向上のため「業務の適正な遂行について」や、コンプライアンスニュース等の文書を発信した。
- ・21事案に関して反社会的勢力該当確認を警察等関係機関に行い、取引の未然防止、排除に努めた。
- ・安否確認訓練を兼ねて、安否確認システムを活用したストレスチェックを実施した。
- ・香川県シェイクアウトへ参加し、安全確保行動訓練を実施した。
- ・事務所入口にサーマルカメラを設置するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を行った。

事業計画について

① 保証承諾

新型コロナウイルス感染症対応資金の取扱終了となった5月までは、保証承諾は昨年度と同様に高水準で推移し、4月及び5月の保証承諾金額は年間の56.3%を占めており、最終的な実績額は38,645百万円、対前年度比15.1%となった。

② 保証債務残高

保証債務残高は286,515百万円、対前年度比105.0%と、過去最高の実績額となった。

③ 代位弁済

代位弁済額は1,307百万円、対前年度比160.6%と増加し、小口先を中心に新型コロナウイルス感染症を要因とした代位弁済案件も出始めており、今後の感染状況や原材料価格高騰等の経済を下振れさせるリスクに十分注意する必要がある。

④ 実際回収

求償権の回収は、不動産任意売却による大口回収もいくつかあるものの、有担保求償権の減少や第三者保証のない求償権の増加、債務者の高齢化等により厳しい環境は続いており、対債務者回収額350百万円、対前年度比90.0%と前年度を下回った。

収支計画について

収支差額は293百万円と見込んでいたが、以下の要因により、1,208百万円の実績となった。

- ① 新型コロナウイルス感染症関連保証への対応に伴う保証料収入が対計画比111.2%となり、経常収入全体で対計画比109.7%、金額で285百万円上回った。経常支出は信用保険料が対計画比83.0%、経常支出全体で対計画比82.6%、金額で382百万円下回った。この結果、経常収支差額は計画額747百万円に対して、1,414百万円の実績となった。
- ② 経常外収入は求償権補てん金戻入が対計画比46.1%となり、経常外収入全体で対計画比73.0%、金額で931百万円下回った。経常外支出においては求償権償却が対計画比45.2%、責任準備金繰入が対計画比95.7%、経常外支出全体で対計画比69.7%、金額で1,182百万円下回った。この結果、経常外収支差額の計画額△455百万円が△205百万円の実績となった。

財務計画について

当期収支差額のうち604百万円を基金準備金に繰り入れた結果、14,896百万円となった。

外部評価委員会の意見等

1. 保証推進、経営支援に当たって金融機関や支援機関との連携の強化に努められたことは評価できます。
新型コロナウイルス感染症による経済活動の抑制、原油価格の高騰、原材料価格の値上がり等で、特に中小企業者は厳しい状況にあるので、金融機関や支援機関との連携を一層強化し、連帯感を持って、地域経済の振興に貢献することを期待します。
また、国の補助金を活用した「経営支援等対策費補助事業」に注力し、経営改善、事業承継、創業等、経営支援全般にわたり積極的に取組まれたことは評価できます。
コロナ禍により増大した新型コロナウイルス感染症関連保証の出口戦略については、他協会との情報共有や意見交換などを密にして、様々な工夫を凝らしながら、取組みをさらに推進してください
2. 求償権の回収を取り巻く状況は厳しいものの、回収の最大化に向け、債務者等の実態把握や担保調査の早期化、求償権の連帯保証人に対する「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」の適用などに積極的に取組まれたことは評価できます。
3. コンプライアンスは経営上の最優先課題であるので、今後も地道な周知・啓発活動を継続して、役職員が一丸となって組織のすみずみに浸透させることで、経営基盤の安定確保に一層努めてください。

第6次中期事業計画(2021年度～2023年度)(要約)

業務運営方針

「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」

中小企業者の資金繰り支援に加え、経営支援に積極的に取り組みます。また、業務の効率化や職場環境の整備等により組織力の向上を図り、持続可能な協会運営を推し進めます。

I 企業実態に応じた支援

1. 金融機関との連携による支援

金融機関と対話を通じて関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。

2. 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

① 経営改善・事業再生支援

事業再構築や事業再生等を含めて、最適な選択肢について中小企業者と対話を行います。また、より実効的な支援を行うため、再生支援協議会をはじめとした関係機関との連携・協力をより強固なものとします。

② 創業・事業承継支援

主体的に情報発信を行い、金融機関・関係機関・市町と連携して地域経済の活性化、地方創生に貢献します。また、生産性の向上のため、創業・事業承継支援を通じて新たな成長に資する柔軟な支援を行います。

③ 経営支援の効果検証

より実効性のある経営支援、再生支援とするために効率的な効果検証を行います。

II 協会の認知度と保証利用度の向上

1. 情報発信

協会の役割、取組や利用メリット等について、広く認知されるよう積極的かつ効果的な情報発信を行います。

2. 業務改善・効率化

中小企業者や金融機関等、利用者の目線に立って、使い勝手の良さを意識した業務改善・効率化に取り組みます。

III 回収の合理化・効率化

債務者等の実態に応じた債権管理を行い、初動を徹底し早期の回収着手を目指します。

また、定期弁済を継続している顧客については、連帯保証債務免除ガイドラインを活用した一括弁済を提案するなど、効率性を重視した回収を行います。

IV 経営基盤の充実

1. 組織力の向上

業務フローの見直しやデジタル化への対応など業務の効率化に努めるとともに、職場環境の整備、人材育成を推し進めます。

2. コンプライアンス

役職員のコンプライアンス意識の維持、向上と組織としてのコンプライアンス態勢の充実に努めます。

3. 危機管理

実効性のある危機管理体制の整備と、事業継続計画等の適切な運用に努めます。

2022年度経営計画(要約)

1. 経営方針

業務運営方針

2021年度から2023年度までの中期事業計画に掲げた「新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の経営を立て直すお手伝い」を着実に実行するため、2022年度の業務運営方針に次の三つを柱として掲げます。

「中小企業者に寄り添った伴走型支援」「継続的な保証利用の推進」「現場力を高める人材育成」

I 企業実態に応じた支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者に対して、金融機関との対話を通じて資金繰り支援を行いつつ、個々の企業の実績に応じて専門家を紹介する取組を実施します。

また、コロナ禍の状況を見極めながら、支援機関と連携して、実効性のある経営改善・事業再生支援を行います。

II 協会の認知度と保証利用度の向上

コロナ禍で初めて保証を利用した中小企業者も含め、顧客や金融機関との結びつきを強めるため、日常的なコミュニケーションを密にすることで、ニーズの把握に努め保証利用の推進を図ります。

また、仕組みや制度の紹介に留まらず、協会の新たな取組や身近さ、親しみやすさをアピールする多面的な広報・情報発信を行います。

III 回収の合理化・効率化

回収の効率化を図るため、初動対応の徹底と個々の実態を見極めつつ状況に応じた回収に取り組みます。

一方で、回収が困難な求償権に対しては、速やかに管理事務停止、求償権整理を進めることで回収の合理化に努めます。

また、再チャレンジ支援の目線を取り入れた対応も行います。

IV 経営基盤の充実

中小企業者の身近な相談相手となる多様で活力のある人材を育成するとともに、働き甲斐のある職場環境づくりや業務の効率化など経営課題に応じた組織体制の充実に取り組みます。

また、コンプライアンス及び危機管理態勢の一層の充実により、業務運営の健全性を維持し、経営基盤の安定と強化を図ります。

2. 重点課題

【保証・経営支援部門】

I 金融機関との連携による支援

- 金融機関と対話を通じて関係の深化を図り、中小企業者の経営課題等の情報を共有し、連携して最適な支援を行います。
- 新型コロナウイルス感染症関連の保証を利用している中小企業者を中心に、金融機関と連携して中小企業者訪問を行い、経営課題解決のための最適な支援を行います。
- 延滞状態となった中小企業者について、早期に金融機関へ照会を行い、状況把握を行います。

II 経営支援を通じた中小企業者の経営改善、生産性向上に向けた取組

① 経営改善・事業再生支援

- 経営相談を通じて中小企業者の経営課題を把握し、必要に応じて伴走支援型特別保証制度や事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）制度等を活用した支援を行います。
- 中小企業活性化協議会実施の新型コロナウイルス感染症特例リスクケジュール計画を策定した中小企業者について、モニタリング等のフォローアップや中小企業者との対話を通じて、最適な支援策を提案します。
- 各支援機関と連携のうえ、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業や経営改善計画策定支援事業（405事業）等を活用し、伴走型の経営支援を行います。

② 創業・事業承継支援

- 創業や事業承継にかかる保証制度や支援策について、積極的に情報発信を行います。

- ・創業支援について、中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金事業を活用し、専門家とも連携しながら、創業前から安定経営に移行するまで継続した支援を行います。
- ・事業者アンケートを活用して中小企業者訪問を行い、経営課題を抽出し、必要に応じて事業引継ぎ支援センター、中小企業診断士協会等と連携して、円滑な事業承継等の支援を行います。

③ 経営支援の効果検証

- ・経営支援を行っている中小企業者の売上高、経常利益率、保証料率区分等について推移の検証を行います。

III 協会の認知度と保証利用度の向上

① 情報発信

- ・事業所訪問や関係機関と連携したセミナーを活用し、中小企業者に直接関わる機会を増やします。

② 業務改善・効率化

- ・中小企業者や金融機関との対話を通じて、利用者のニーズを把握し利便性の向上に取り組みます。

【回収部門】

① 新規求償権の早期実態把握・早期回収行動による回収の効率化

- ・代位弁済後、早急に債務者等の実態把握（現状および担保含む資産調査等）を行い、その内容に基づき回収計画を作成し実行することにより効率的な回収を行います。

② 債務者等の実情に応じた柔軟な対応による回収の最大化

- ・債務者等の状況を適宜把握し、その事業実態や生活状況に応じ、臨機応変に回収を行います
- ・必要と認められる場合には、時期を逸すことなく法的措置を行い、効率的な回収を行います。
- ・事業再生の可能性のある債務者については、経営支援部門と連携し「求償権消滅保証」「経営者保証ガイドライン」等による再チャレンジに協力します。
- ・定期弁済を継続しているが完済の見込みの立たない求償権については、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を活用し、元金完済の目途のある求償権については一括入金による損害金減免を積極的に行います。

③回収困難な求償権に対する管理の合理化

- ・回収困難な求償権については、管理事務停止及び求償権整理を行い、回収可能案件に注力します。

【間接部門】

①人材育成の充実

- ・中小企業者の抱える課題解決に向けた助言・提案が行える人材を育成するため、全国信用保証協会連合会等の外部研修、通信教育等の自己啓発、OJTなど各種研修を積極的に活用します。
- ・外部機関との連携や交流により視野を広げるとともに、知識の習得やネットワークの構築など人的資本の向上を図ります。
- ・必要な人材確保に向けた採用活動の充実に努めます。

② 組織体制の充実

- ・社会変化を踏まえたIT・デジタル化の推進により、業務の効率化と顧客サービスの向上を図ります。
- ・働きやすい職場環境を目指し、時間外労働の削減や休暇取得の促進によるワークライフバランス推進に努め、職員の健康管理やメンタルヘルスケアなどの健康経営に取り組みます。

③ コンプライアンス及び危機管理態勢の充実

- ・「コンプライアンス・プログラム」に基づく取組を通じ、役職員のコンプライアンス意識の醸成を図ります。
- ・安否確認システムを活用した訓練などにより、自然災害や新型コロナウイルス感染症等の緊急事態に備えた事業継続計画等の実効性を高めます。

④ 広報活動の充実

- ・ホームページやLINE等を活用して、タイムリーな情報発信を行うとともに、各種メディアへ当協会の役割や取組について積極的に情報提供し、発信力の強化に努めます。

コンプライアンス

信用保証協会は公的機関として、法令やルールを厳格に遵守し、道徳や倫理を含む社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することを求められています。

当協会は2009年に理念と行動指針を定め、その実践のため年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定、実施してきました。今後も高いコンプライアンス意識の実現を目指し努力を続けます。

【基本的姿勢】

当協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業者の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くします。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、3つの基本姿勢を定めました。

1. 信用保証協会の公共性と社会的責任

公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。

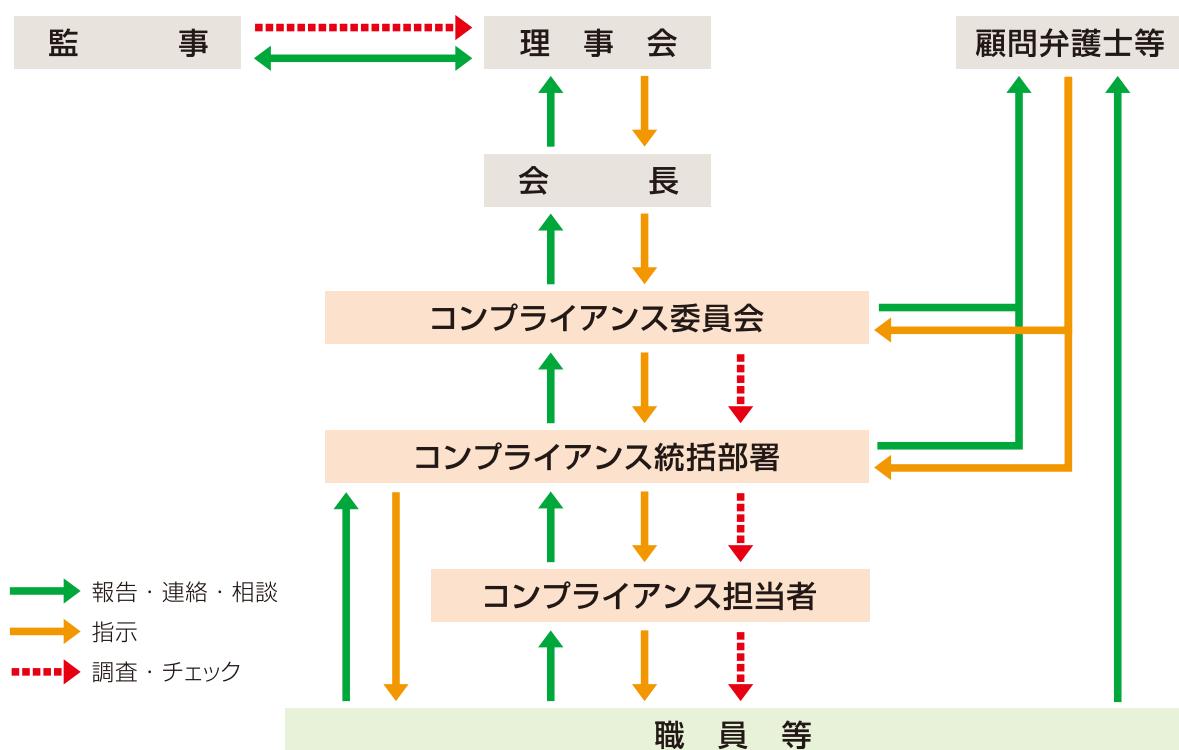
2. 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。

3. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

■コンプライアンス組織体系図



個人情報保護

●個人情報保護宣言

香川県信用保証協会は「信用保証協会法（昭和28.8.10法律第196号）」に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1、「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・物理的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の9、「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

(4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5) 個人データの委託

- 当協会は、「個人情報保護法」第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6) 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データ等の開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある「「保有個人データ」開示等申請書」に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（又は郵送）ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては、手数料（申請書1枚につき500円）をいただきます。

(7) 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。
- (6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8. (3) 「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9) 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 高松市福岡町二丁目2番2-101号

電話番号 087-851-0061

部 署 名 総務部 総務企画課

役員・組織図

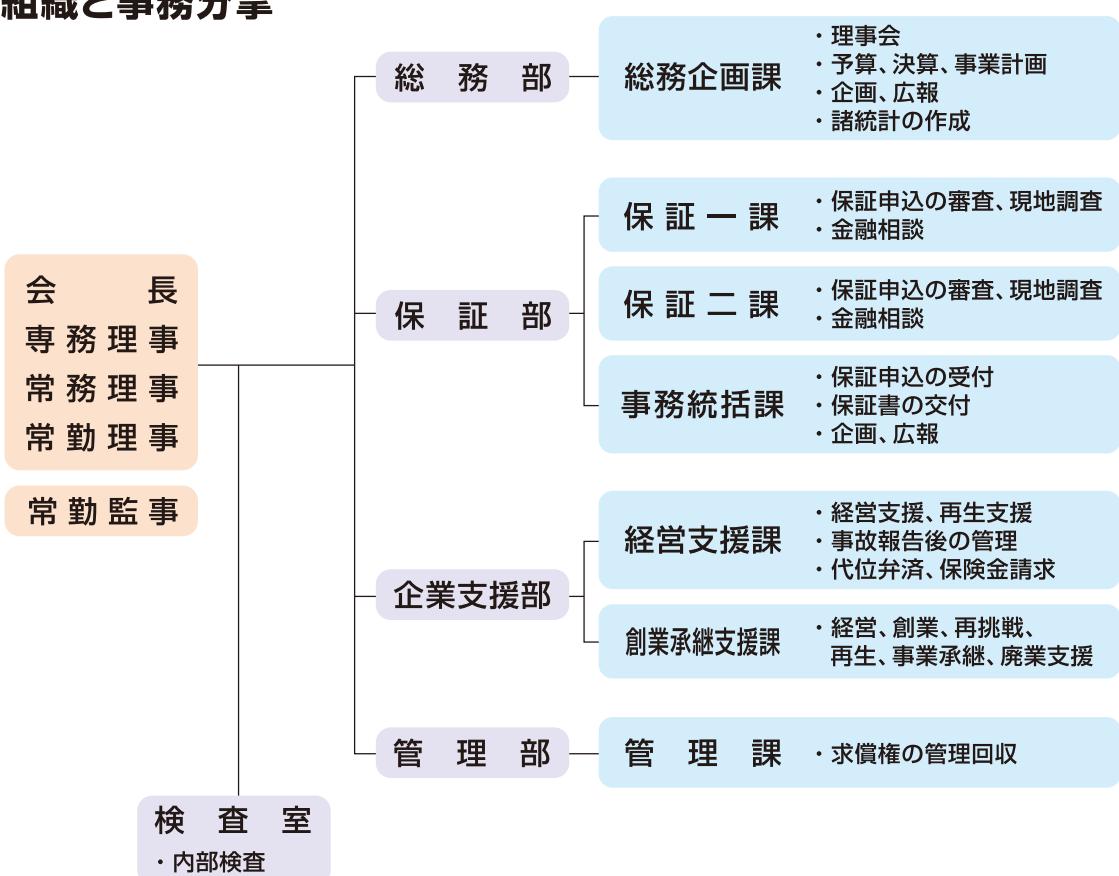
●役員一覧

(順序不同敬称略)

役員名	氏名	公職
会長	天雲俊夫	
専務理事	岡内浩二	
常務理事	石丸正明	
常勤理事	堤博敬	
理事	寺嶋賢治	香川県商工労働部長
理事	有福哲二	坂出市長
理事	大山茂樹	さぬき市長
理事	上村一郎	東かがわ市長
理事	谷川俊博	香川県町村会会长
理事	平田喜一郎	香川県商工会議所連合会副会長
理事	篠原公七	香川県商工会連合会会长
理事	国東照正	香川県中小企業団体中央会会长
理事	黒川裕之	百十四銀行取締役常務執行役員
理事	長町亘洋	香川銀行常務取締役
理事	山崎晋弥	中国銀行執行役員四国地区本部長兼阪神地区本部長
理事	大橋和夫	高松信用金庫理事長
理事	村岡秀寿	商工組合中央金庫高松支店長
常勤監事	岡田好博	
監事	鍋嶋明人	公認会計士
監事	水谷正裕	観音寺市民会館顧問
顧問	高田英樹	日本銀行高松支店長

(2022年8月29日現在)

●組織と事務分掌





TEL 087-851-0061
<https://www.kagawa-cgc.com/>

